

令和5年5月1日 14:00
資料配布 近畿地方整備局
紀南河川国道事務所

熊野川を見守ってみませんか ～河川愛護モニターを募集します～

国土交通省では、河川愛護思想の普及と河川の適正な維持管理のため、河川愛護モニター制度を実施しています。当事務所においても、日常生活の中で知り得た河川に関する情報等を報告して頂くことを目的として、令和5年度河川愛護モニターを募集します。

1. 活動内容 : 日常生活の中で知り得た熊野川・市田川・相野谷川に関する情報等を河川管理者(紀南河川国道事務所)に報告する活動です。
2. 募集期間 : 令和5年5月31日まで(当日消印有効)
3. 応募資格 : 以下の条件を満たす方
 - ① 熊野川・市田川・相野谷川に接する機会が多く、河川愛護に関心がある。
 - ② 満20歳以上
 - ③ 新宮市または紀宝町に在住
4. 任 期 : 令和5年7月1日より1年間
5. 募集人数 : 熊野川 1名、市田川 1名、相野谷川 1名 (計3名)

<取扱い> _____

<配布場所> 新宮中央記者会、新宮記者クラブ、熊野市記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副 所 長 しゅんどう 春藤 ち ゆき 千之
流域治水課長 まつ だ 松田 ゆう や 裕也

TEL 0739-22-4564(代)

河川愛護モニター募集のお知らせ

1. 募集概要

国土交通省では、河川整備・河川利用・河川環境に関する地域の方々の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及及び河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を実施しています。

熊野川においても、令和5年度河川愛護モニターを募集します。

2. 活動内容

河川愛護モニターは、日常生活の中で知り得た河川に関する情報等を河川管理者（紀南河川国道事務所）に伝えることを主な任務とします。

3. 活動範囲

- ・熊野川：河口から上流5.0kmまで
- ・市田川：熊野川合流点から上流2.0kmまで
- ・相野谷川：熊野川合流点から上流5.7kmまで

4. 応募資格

以下の条件を満たす方

- ① 熊野川・市田川・相野谷川に接する機会が多く、河川愛護に関心がある。
- ② 満20歳以上
- ③ 新宮市または紀宝町に在住

5. 任期

令和5年7月1日より1年間

6. 募集人員

熊野川 1名、市田川 1名、相野谷川 1名（計3名）

7. 応募方法

『河川愛護モニター応募用紙』（以下、応募用紙）に必要事項を記入の上、郵送、またはファックスにて、令和5年5月31日（当日消印有効）までに下記へ送付して下さい。

〒646-0003 田辺市中万呂142

紀南河川国道事務所 流域治水課（FAX：0739-26-0629）

応募用紙は、紀南河川国道事務所新宮河川国道維持出張所（新宮市磐盾1-3）で配布、または紀南河川国道事務所ホームページ（<http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/>）からダウンロードできます。

詳細は、応募用紙と同時に配布及びホームページに掲載している「令和5年度河川愛護モニター募集要綱」をご覧ください。